

本書は、OEF 発行の AGREEMENT US DOLLAR STUDENTS TRUST INTERNATIONAL RETURN OF FEES PROGRAM を原文として、菊池ファイナンシャルグループが提供する和訳版です。原文と和訳版の解釈に違いが生じた場合には原文の解釈が優先されることをご了承ください。

契約書
US\$ スチューデントトラスト インターナショナル
加入費返戻特約

本契約書は、以下の当事者の間に添付の申込書における申込日に締結され、以下を証する。

オシヨネシー・エジュケーション・ファンデーション
英領バージン諸島の国際事業法に基づいて設立された基金
(The Foundation)
及び

特約所持者
添付の申込書に署名のある個人及びその代理人
(The Program Holder)
及び

HSBC インターナショナル トラスティ リミティッド (BVI)
英領バージン諸島の法に基づいて設立された保管人
(The Trustee)

基金は、両親がその子供のカレッジ、大学教育のための資金確保奨励を目的として設立されたものである。それ故に、基金及び保管人は、US\$・スチューデント・トラスト・インターナショナル・プラン(The STI Plan)の契約者に代わって投資資金を保持するために信託を設定した。それ故に、契約者は、その受取人が学資金受給資格を得ない場合には、US\$・スチューデント・トラスト・インターナショナル・プランの規則に従い、加入費の返戻を受ける資格を有さない。それ故に、契約者は、このような場合に備えて別途、加入費返戻特約による加入費返戻のオプション付加を希望するものである。よって、有価約因に基づき(本契約書によって認知された収益と充足)、基金、特約所持者及び保管人は次の通り合意する。

- 1.1 特約所持者になるためには、個人はまず STI 学資積立プランの契約者にならなければならない。そして、STI 学資積立プラン契約者としての申込日から 60 日以内に適切な特約所持者申込書に必要事項を記入し、必要な特約料 (GRF Payment) とともに提出しなければならない。加入費返戻特約はオプションであり、STI 学資積立プラン加入時に必要不可欠なものではない。
- 1.2 特約所持者は、基金が申込書を受理したと通知を受け、ならびに基金本部から発送される認定通知及び本契約書を受領した上で特約行使の資格を得る。
- 1.3 特約所持者は、STI 学資積立プラン契約者として購入した全てのユニットに対して特約を付加する場合のみ、本特約を購入できるものである。また、STI 学資積立プランに記載された年齢に応じた特約料を提出しなければならない。
- 1.4 特約所持者は、STI 学資積立プランの解約と併せてのみ本特約を解約することができる。あるいは、STI 学資積立プランで解約されたユニットに付加された特約のみ解約することができる。



- 1.5 本特約が解約された場合または STI 学資積立プランの一部解約に併せて本契約の一部が解約された場合は、特約所持者は次の条件に従って、特約料の一部もしくは全額を受け取る資格を有する。
- 1.5.1 満期日 (STI 学資積立プランの満期と同じ) 以前に解約された場合は、特約所持者は、STI 学資積立プラン申込日から解約までの月数を STI 学資積立プラン申込日から満期までの月数で割り、解約したユニット数に対応する特約料を掛けて算出された割当の特約料を受け取る資格を有する。
- 1.5.2 満期日 (STI 学資積立プランの満期と同じ) 以降に解約された場合は、特約所持者は、解約したユニット数に対応する特約料を受け取る資格を有する。
- 1.6 特約所持者は、次の全ての条件を満たす場合もまた、特約料として支払った金額を受け取る資格を有する。
- 1.6.1 満期日 (STI 学資積立プランの満期と同じ) に到達している。
- 1.6.2 加入費が支払われた STI 学資積立プラン内のユニットが解約されていない。ならびに
- 1.6.3 STI 学資積立プランで指定されている受取人が学資金受給資格を得、その結果として、契約者が STI 学資積立プランに記載されている条件に基づいて元金返金を要求した。
- 1.7 特約所持者が 1.5 条または 1.6 条に従って、特約料として支払ったと同額を受け取った場合、特約所持者は 1.8 条に定められた金額を受け取る資格を有さない。
- 1.8 特約所持者は、次の全ての条件を満たす場合、特約料及び支払った加入費と同額 (加入費の返金) を STI 学資積立プランの積立金の一部として受け取る資格を有する。
- 1.8.1 満期日 (STI 学資積立プランの満期と同じ) に到達している。
- 1.8.2 加入費が支払われた STI 学資積立プラン内のユニットが解約されていない。
- 1.8.3 特約所持者が STI 学資積立プランの条件に基づく元金の返金をまだ受け取っていない。
- 1.8.4 STI 学資積立プラン内で指定された受取人が STI 学資積立プランで定められた条件により、まだ一度も学資金を受け取っていない。
- 1.8.5 STI 学資積立プランで指定された受取人が今後学資金を受け取る資格を放棄し、STI 学資積立プランで定められた条件に基づき総元金の返金を望むとする意思を、STI 学資積立プラン契約者が正式な文書にて基金に伝えた。
- 1.9 保管人は、STI 学資積立プラン契約書で概要が記述されている STI 学資積立プランの積立金投資方法に相反しない方法で、特約料を保持及び投資するものである。
- 1.10 基金は、全ての特約所持者の記録を保持するものである。ならびに、1.5 条、1.6 条及び 1.8 条各々に対応する期日に、特約料所持者に返金されるべき特約料全額及び加入費を支払うものである。
- 1.11 特約所持者が 1.5 条または 1.6 条に従って特約料の受取を選んだ場合には、他の特約所持者全員への義務を果たすために十分な資金があると保管人が認めた上で、特約所持者に返金されなかった特約料全額及びその特約所持者の加入費返金のために保持されていた資金は基金に支払われる。
- 1.12 特約所持者は保管人に以下を支払う権限を与える。



- (a) 利子額から差し引かれる全ての保管人への費用、実費、諸経費ならびに立替料金及び投資相談料。これらは随時基金と保管人の間で書面で合意される。
- (b) 特約料から発生する利子額から差し引かれる、月末残高の1%の1/12 ずつ毎月算出される信託口座内の特約料及び特約料から発生する利子総額の年率1%相当分の年間管理費を基金に支払うこと。ならびに、
- (c) 随時保管人と基金の間で合意されるその他の諸費用。ただし、これらの諸費用の支払いが、特約所持者への特約料及び加入費の返金のための資金を脅かさないという条件に基づいてのみ適応される。

1.13 特約所持者が死亡した場合、本契約は STI 学資積立プランが譲渡される人物と同一人物に譲渡される。

1.14 配偶者としての2名の個人が特約所持者として共同で申込書に署名した場合、本契約における全ての特約所持者の権利は、共同存続中には双方の個人によって、一方が死亡した場合にはもう一方によって享受及び行使されるものである。

1.15 本契約は、保管人の承認のもと、基金から他の団体に任務移転されることがあり得る。ならびに、保管人の任務遂行のため、保管人から英領バージン諸島もしくは類似した管轄下の団体に任務移転されることがあり得る。本契約は、次の場合を除き、特約所持者による任務移転はあり得ない。

1.15.1 特約所持者が死亡し、STI 学資積立プラン契約の契約者となった人物に特約所持者としての任務移転される場合。または、

1.15.2 離婚による資産分配で特約所持者の配偶者に特約所持者としての任務移転される場合

1.16 本契約は適応される英領バージン諸島の法に支配されるものである。ならびに、本契約は、契約者、契約者の法定相続人、遺言執行人、遺産管理人または譲受人の利益のためのものであり、彼らを拘束するものである。

オシヨネシー・エジュケーション・ファンデーション

“署名”

代表者

HSBC インターナショナル トラスティ リミティッド (BVI)

“署名”

受託者サービス取締役

“署名”

信託担当役員

